

災害時における支援協力に関する協定

古河市（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）で地震、大雨、暴風、洪水その他の原因による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士による支援業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、かつ、市内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務（以下「協力業務」という。）は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設及び運営
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか被災者支援のために甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、災害協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに災害協力要請書を乙に提出しなければならない。

3 甲及び乙は、協力業務に支障が生じないように、連絡体制、連絡手段等について連絡担当者届（様式第2号）により平常時から連絡調整に努めるものとする。

4 前3項の規定に基づく手続及び連絡調整は、原則として乙の県西支部を経由して行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、実施した協力業務の件数、対象者、相談内容等について、甲から求められたときは、協力業務報告書（様式第3号）により報告するものとする。この場合において、当該報告は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲において行うものとする。

（費用の負担）

第6条 協力業務において必要となる人件費及びその他の経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 協力業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（災害の補償）

第8条 協力業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲はその責を負わない。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議し処理するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間が満了する1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間であっても、合意の上、この協定を廃止させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有する。

令和 6年10月30日

甲 茨城県古河市下大野 2248 番地

古河市長 針谷 力



乙 水戸市笠原町 978 番地 25 茨城県開発公社ビル 5 階
茨城県行政書士会

会長 古川 正美

